

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年6月13日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可をす べき漁業 者の数
水 産 動 植 物 の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法							
な ま こ 漁 業 （なまこ潜水 器漁業及び繁 殖期なまこ漁 業を除く。）	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	8 月 1 日 か ら 3 月 31 日 まで	－	－	久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							釜石市又は上閉伊郡大槌町に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							大船渡市又は陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし

なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）	なまこ	潜水器	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	8 月 1 日 か 3 月 31 日 まで	—	—	久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							釜石市又は上閉伊郡大槌町に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							大船渡市又は陸前高田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年8月1日（令和7年8月2日以降の場合は許可の日）から令和8年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) なまこ漁業（なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年6月13日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可すべ き漁業者 の数
	水産動植 物の種類	漁具の種 類その他 の漁業の 方法						
なまこ潜水器 漁業（繁殖期 なまこ漁業を 除く。）	なまこ	潜水器	第二種共同漁業権二共第1 号漁場の免許区域内の海域	8月 1日 から 3月 31日 まで	—	—	久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に住所を有する者のうち、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	1

(2) 許可を申請すべき期間

令和7年6月16日から令和7年7月18日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ・・・・と・・・を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

(イ) 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

(ウ) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部の長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年6月13日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可をす べき漁業 者の数
水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法							
なまこ漁業 （なまこ潜水 器漁業及び繁 殖期なまこ漁 業を除く。）	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共 第 15 号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域	8 月 1 日 か ら 3 月 31 日 まで	—	—	久慈市に住所を有する者	10
			第一種共同漁業一共 第 103 号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域				下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	45
			第一種共同漁業一共 第 105 号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域				宮古市に住所を有する者	20
			第一種共同漁業一共 第 106 号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域				宮古市に住所を有する者	75

(2) 許可を申請すべき期間

令和7年6月16日から令和7年7月18日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年8月1日（令和7年8月2日以降の場合は許可の日）から令和8年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

（イ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。